

鯖江市地域公共交通計画および鯖江市地域公共交通利便増進実施計画
策定業務事業者選定プロポーザル評価基準

1 趣旨

この基準は、鯖江市地域公共交通計画および鯖江市地域公共交通利便増進実施計画策定事業者選定プロポーザルを実施するにあたり、当該事業の目的および内容に最も適した事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 審査概要

参加資格審査および提案書の特定に係る審査は、市職員等で組織する、鯖江市地域公共交通計画および鯖江市地域公共交通利便増進実施計画策定事業者選定プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）にて行う。

3 審査

（１）評価基準ならびに評価項目

No.	点数	評価項目	配点	審査の観点
1	10 点	実施体制 業務実施の確実性	5 点	・ 必要な人員・執行体制が整っているか ・ 各従事者の主要業務の経歴等は業務を遂行する上で適切であるか
			5 点	・ 過去に類似の業務で良好な実績を上げているか
2	20 点	提案内容の的確性	20 点	・ 本市の公共交通・コミュニティバス等の課題、本業務等の目的を把握、理解しているか
3	20 点	提案内容の独自性	10 点	・ 独自の提案、効果的な手法が提案されているか
			10 点	・ 鯖江市の特徴（特性）をふまえた提案がされているか
4	20 点	提案内容の実現性	20 点	・ 適正なスケジュールや業務フローが構築され、提案内容に実現性があるか
5	10 点	総合判断	10 点	・ 本事業に対する理解度や熱意等を総合的に判断
6	20 点	金額点	20 点	・ $(\text{最低提案額} / \text{提案額}) \times 20$
合計	100 点			

（２）審査項目の採点基準

評価点は、審査項目毎にＡ～Ｅの５段階で評価し、その評価点に評価倍率を乗じたものを審査項目毎に行い、合計点を算出する。

- A 特に優れている【各項目の配点×1.0】
- B 優れている【各項目の配点×0.8】
- C 平均的な内容である【各項目の配点×0.6】
- D 仕様は満たしているが、内容に乏しい【各項目の配点×0.4】
- E 提案ができていない【各項目の配点×0】

（３）審査の採点

- ① 審査の採点にあたっては、審査会委員全員の採点の合計（１審査会委員（委員数５名）、１提案者当たり１００点満点の合計５００点）を用い、採点結果の最も高い者を１位とする。
- ② 採点の合計が同点であった場合は、ア：提案内容の的確性、イ：提案内容の独自性、ウ：提案内容の実現性の合計点が高い提案者を選定する。

（４）評価基準点の設定等

審査の最低基準点を３００点（全体の６割）とし、結果が最低基準点を下回る場合は、採点結果の最も高い者であったとしても選定しない。 または応募が１者の場合は、その採点結果が３００点未満であった場合は、選定しない。